

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定により意見書の提出があったため、同条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

2009年(平成21年)12月25日

福山市長 羽田 皓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) フレスタ福山地吹店

所在地 福山市地吹町2311番8外

2 提出された意見の概要

- (1) 市道地吹3号線の水路は小さく、大雨の時は水が捌けにくい。これと交差する市道南本庄沖野上1号線では、マンホールの蓋が大雨ではずれたこともある。また市道南本庄沖野上1号線の西側出入口周辺は、土地が低いため、道が浸水し車が通れないことや自宅の浴槽・トイレの下水が逆流するなど困っており、改善をお願いしたい。
- (2) 市道地吹3号線は、狭いため離合が難しく、また市道南本庄沖野上1号線と交差するT字路は見通しが悪いため危険。今までも事故発生あり。
- (3) 営業時間後の適切な敷地管理

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部商工課

(2) 縦覧期間

2009年(平成21年)12月25日から2010年(平成22年)1月25日まで